

## 10/26(火)、「12月一時金要求書」を機構へ提出 << 団体交渉の開催を要求 >>

現在、機構には「秋季要求書」を10月13日に提出しております。さらに10月26日には「12月一時金要求書」(裏面参照)を提出しました。今期の中央執行委員会になり科労協の共同団交は開催されましたが、独自の団体交渉は開催されておりませんので、それらの内容についての団体交渉を開催するよう要求しております。

### 福利厚生問題等に関するアンケートのコメントから(2)

前号に続き、アンケートのコメントを掲載します。皆さんの関心のある問題であるため、多くの方からコメントをいただいております。紙幅の関係で少しずつですが引き続きの掲載していきます。アンケートの提出を予定している方は、ぜひ早めをお願いします。

#### 駐車場使用料の徴収について

設問は、駐車場の整備状況を教えてください。機構から、本件についての説明はありましたか。原研労組は参考資料の主張で機構と交渉しています。ご意見・提案のある方はコメントをお願いします。

説明は一切なく、噂程度と機構のイントラ、あゆみ速報で知った。住民の意見を聞かず、一方的に決まっている。

現在、駐車場はアスファルトで整備されている。白線は見えない。

労務関係の知り合いや組合から話を聞いているが、機構からの説明はいつになるのか？

駐車料金徴収反対。労組頑張れ。

マンションタイプの住宅に空室が多く見られる。これは故意のようだが、そのせいで家賃収入が年間500万円以上損害を受けている。一方、お金が無いという理由で社宅の維持・管理が不十分である。このことは矛盾しないか？民間企業を見習って計画的に運営してほしい。

駐車場使用料を徴収する場合、駐車場所指定制ではなく台数定員制にして欲しい。駐車場ごとに利用者ステッカーを発行し、ステッカーを掲出している車は一定範囲内に自由に駐車できるようにする。

緊急呼び出しに備えることも含めて車が一定の割合で必要な環境下で有料化は理解できない。寮・社宅に入ってはいないが、出張等で駐車しづらくなり不便になる。

労組の主張を通してもらいたい。

庭と駐車場は別であると考えべき。

現在1台は社宅で無料ですが、2台目は外部に有料で借りています。今後2台とも有料になると非常に負担がかかります。

できれば2台/家を確保して欲しい。

既に1台は有料で借りているがじゃりで石がはねやすい。急いでいる時(学校から熱などの呼び出し)は近くに2台とめられたら、と考えてしまう。この件に関して今のところ説明はなく、一方的な徴収のメールがあっただけと思われる。

#### 拠点構内食堂の運営委託費の価格転嫁について

設問は、拠点によっては構内食堂の運営ができなくなることが考えられます。どのように考えますか。原研労組や機構との交渉等にご意見・提案のある方はコメントをお願いします。

本末転倒である。「環境が悪くなる=意欲、効率の低下」を機構は認識すべき。採用時の説明、約束にも違反している。

昼食分として何らかの補助費が必要になると思うが、機構全体として公平性を保つのに難しくなるのでは？

公務員たたき等、最近の社会風潮でもあるが、公平性を理由に「足のひっぱりあい」の様な考え方はやめて欲しい。機構で働く皆が幸せになるようにしてほしい。

運営が出来なくなっても困るが、価格が倍になったら食堂をほとんど利用しなくなると思う。

私は弁当持参で食堂はほとんど利用しませんが、価格転嫁してでも構内食堂は運営を存続させた方が良くと思う。

食堂の質がおちている中で、価格が2倍になれば、利用者は激減すると思う。食堂の運営ができなくなっても仕方がない。

もし食堂の運営が出来なくなったら、弁当屋と契約を結ぶ等の措置が必要。

食事内容の質を見てから利用するかどうかが決める。

構内食堂維持してほしい。労組には加入していないが応援している。

#### 11月10日(水)中央委員会を開催します。

と き：11月10日(水)18時30分から

と ころ：原科研・研究1棟・第5会議室(予定)

議 題：2010年度賃金改定と12月一時金についての交渉経過と今後の方針、財政第1四半期報告、活動報告、その他

## 2010年12月一時金について(要求書)

標記について下記のとおり要求する。11月5日までに貴職出席の団体交渉を原子力科学研究所にて開催し、文書をもって誠意ある回答をされたい。

### 記

- 我々独立行政法人労働者には、労働三権が保証されており、すべての労働条件は労使の自主交渉で決定されるものである。貴職が政府・財務省などの干渉を排し、使用者として職員の処遇と家族の生活維持を真剣に考える責任のある立場に立ち支給原資枠の拡大に努力し、自主性を発揮した回答を行うよう要求する。
- 統合及び独立行政法人化以降、労働条件を承継するという国会決議を無視し、様々な労働条件の切り下げが行われてきた。中でも一時金の度重なる切り下げによる年収の落ち込みは、職員家族の生活を直撃している。12月一時金の回答にあたっては、こうした流れを断ち切り、原資枠の拡大と前進ある回答を行うよう要求する。
- 一時金の配算にあたっては、今までのような「役職手当を含む支給式」、「役職者への特別加算」、「職務別傾斜加算」など役職者層に非常に厚い配算を改め、全職員同一算式で支給するよう強く要求する。加えて、7級、8級、9級を含む全職員の一時金原資に関する基礎データを提示するよう要求する。また、常勤職員および臨時職員については、処遇自体が低く押さえられている現状を考慮し、大幅な増額を強く要求する。
- 支給式を以下のとおり要求する。  
 職員、嘱託職員、常勤職員：本給額×3.0+6,000F+60,000  
 臨時職員：{(賃金日額+1,600)×21+6,000N}×3.0+6,000F+60,000  
 ただし、F：家族手当の支給対象者およびこれを除く税法上の扶養家族の合計数  
 N：勤続年数
- 一時金の期間率を以下のように改善するよう要求する。

#### (1) 欠勤者の期間率

欠勤日数	期間率
20日以上、30日未満	1.00
30日以上、50日未満	0.97
50日以上、70日未満	0.93
70日以上、90日未満	0.89
90日以上	0.85

#### (2) 中途採用者及び退職者の期間率

中途採用者	退職者	期間率
6月1日以前の採用者		1.00
6月中の採用者	11月中の退職者	0.95
7月中の採用者	10月中の退職者	0.87
8月中の採用者	9月中の退職者	0.79
9月中の採用者	8月中の退職者	0.70
10月中の採用者	7月中の退職者	0.55
11月中の採用者	6月中の退職者	0.40

#### (3) 死亡退職者の期間率

死亡退職者については、原研労組の要求する退職者の期間率に準ずること。

#### 6. 育児休業者の一時金における支給対象在職期間及び期間率

- 12月一時金の支給対象在職期間は、6月2日から12月1日とすること。
- 支給対象在職期間の全期間を休業しているものについては、育児休業期間の2分の1を勤務しているものとして支給すること。
- 12月一時金の期間率は、育児休業期間の2分の1と勤務実績を合算して得られる日数により下表のとおりとすること。

育児休業期間の2分の1と勤務実績を合算して得られる日数	期間率
120日未満	0.90
120日以上、150日未満	0.94
150日以上、164日未満	0.98
164日以上	1.00

#### 7. 一時金の支払日は、12月1日とすること。

以上

////////////////////////////////////

## 個人署名・アンケートに、ご協力を！！

特殊法人労連等から個人署名の協力要請がありました。署名用紙は支部・分会を通じて配布しております。締切りは、いずれも11月19日としますのでご協力をお願いします。

- 安心・信頼の年金制度と国の直接運営を求める請願
  - アンフィニを解雇された女性7名の正社員雇用を求める請願
  - 社会保障としての国保制度の確立を求める請願署名
  - 後期高齢者医療制度即時廃止、安心の医療を求める請願署名
  - 国・自治体の責任ですべての子どもによりよい保育の保障と子育て支援を求める請願書
- 「福利厚生問題等に関するアンケート」を回収中です。支部・分会での回収にご協力をお願いします。2次集約日を10月末まで設けます。